

議 会 運 営 委 員 会 記 録

| | |
|------------|---|
| 日 時 | 令和 7 年 1 1 月 2 1 日 (金) 午前 1 1 時 6 分～午前 1 1 時 3 8 分 |
| 場 所 | 第 2 ・ 第 3 委 員 会 室 |
| 出席委員 | ◎ 円谷 憲人 ○ 塚本 竜太郎 内田 博紀 後藤 浩一郎 佐藤 浩 末永 康文 鈴木 清丞 林 伸司 松本 寛道 渡部 和子 |
| 欠席委員 | なし |
| 正副議長 | 議 長 坂 卷 重 男 |
| 委員外 議 員 | (傍聴) 若狭 朋広 |
| 説明のため出席した者 | 副市長 (染谷 康則) |

○

午前 11 時 6 分開会

○委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

どうぞ、議長。

○議長 本日は、お忙しい中、令和 7 年第 4 回定例会の日程等の協議のためお集まりいただきまして、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営をできますようお願い申し上げます。

今定例会の会期につきましては、資料 1（1）にお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、11月28日から12月19日までの22日間になりますので、よろしく願いいたします。

以上で甚だ簡単ですけれども、挨拶に代えます。よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

令和 7 年第 4 回定例会の議事運営についてを議題といたします。

まず、会期日程についてですが、議長からお話ございましたとおり、11月28日から12月19日までの22日間となりますので、御了承願います。

なお、今議会に限り、質疑、質問通告書の締切りは11月28日金曜日の午前10時までとなりますので、よろしく願いいたします。

次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1、（2）、委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり委員会となります。なお、議案第16号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、先例により委員会付託、討論を省略し、質疑並びに一般質問の最終日に即決する運びとなります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

ここで副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

染谷副市長、どうぞ。

○副市長 貴重なお時間を頂戴しまして、ありがとうございます。

追加議案につきましては、人事院勧告に伴う給与改定関係及び給与改定と併せて一体的に対応する人事給与制度の見直しに係る条例改定 3 件、そして補正予算 3 件の計 6 件が予定をされております。

なお、議案説明会の際にも御説明をさせていただきましたが、条例改正 3 件及

び補正予算3件の議案提出の時期についてでございますが、公務員給与の取扱方針に係る国の閣議決定は11日にされたものの、国会に提出する法律案がまだ閣議決定されておらず、法律案で提示される内容を踏まえた対応となることから、現時点では提出日をはっきりと申し上げることができない状態でございます。決まり次第、御報告をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

○委員長 次に、追加議案の取扱いについて事務局より説明願ひます。

○議事課長 資料1、(3)でございます。追加議案につきましては、①から③の条例の一部改正として3件、④から⑥の補正予算が3件、⑦の人事案件が1件、計7件が予定をされてございます。

提出時期と取扱いについてですが、①から③の条例の一部改正の3件、④から⑥の補正予算3件の計6件は提出された日の日程にのせ、議題といたしますが、質疑並びに一般質問の最終日までに提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行った後、所管する各委員会に付託を行い、以下当初議案と同様の扱いになります。

また、定例会最終日に提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。

⑦の人事案件は、提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決となります。

また、⑦、人事案件の追加議案に係る各会派への説明は、質疑並びに一般質問最終日の15日月曜日12時30分から13時の間に順次会派ごとに各会派控室で行うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長 追加議案の取扱い及び会派の説明につきましては、事務局からの説明で、さよう御了承願ひます。

○委員長 次に、人事院勧告に関する市議会の対応についてを議題といたします。

議長より説明願ひます。

○議長 資料2でございます。人事院勧告に伴う給与改定でございます。今回特別職の給与改定についての議案が提出される見込みであります。よって、特別職に倣い、議員の期末手当につきましても0.05か月分の引上げを行う議案を提出するかどうかの御協議をお願ひいたします。

協議の結果、全会一致となりましたら議会運営委員会提出議案として提出し、賛成多数が見込まれる場合は特別職の議案に組み込み、市長提出議案として提出していただくことが先例になっております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。では、人事院勧告に関する市議会の対応について、議案を提出するかどうか各会派の御意見を伺いたしたいと思います。

まず、公明党さん。

○林 提出します。

○委員長 ちなみに、橋口議員さんに関しては、どのような見込みか分かりますか。

○林 今回来れるかどうか。

○委員長 はい。

○林 欠席です。

○委員長 では、6ですね。丸が6ですね。

柏清風さん。

○後藤 賛成です。

○委員長 みらい構想かしわさん。

○鈴木 申し訳ありません。調べておりません。

○委員長 反対ということですね。

○内田 すみません。賛成、反対が3・3になる見込みです。

○委員長 共産党さん。

○渡部 提出に反対です。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 反対です。

○委員長 共創かしわさん。

○佐藤 調べておりません。

○委員長 反対ということですね。

無所属の会さん。

○末永 賛成です。

○委員長 そうしますと、丸が18ですので、賛成多数の見込みとなります。

では、意見が一致しませんでした。期末手当の支給月数を0.05か月分引き上げることについては賛成多数で可決される見込みですので、市長提出議案に入れて提出していただくことといたします。

なお、提出する際の議案名は、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてとなります。（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○佐藤 市長のほうの提案される議案に関して、この時点で議会運営委員会というオフィシャルな場で各会派なり議員の賛否を問うということは、私はこれあまり好ましくないことだと思うんですけど。それはなぜかと申しますと、市長側から提案されるものを我々が審議をするわけですよ。審議をした結果というのはどうなるか、それは分からないわけですよ。この時点で賛成多数で通るから提案をしていくというのは、これはもともとの二代表制の根本にも関わる事柄だと思いますので、願わくば次回からは市長側から提案される議案に関して事前に各会派なり議員の賛否を問うということはやめていただきたいと思います。

○委員長 御意見として承っておきます。

次に、常任委員会の日程についてを……（「委員長、ちょっといい。ちょっと俺もよく理解していないから、ちょっと言いますけど、議案で提案される予定で、市

長と特別職の報酬を0.05か月分上げますよと。議員はまた別で議会で決めてくださいよという判断ですよ、今のところ。そういう判断ですよ。それで、この議運でかけて、可決されるようであれば一緒に抱き合わせで出そうと、慣例で今までね。今までの慣例そうでしたよね。私はそうじゃなくて、佐藤さんも言ったように、提案して、議決するかしないかは議会で決まって、議決されればそれで議員の提出のところは、市長になるか分からんけど、議案が3つあって、一般職と市長と議員と3つあって、その3つの中で議員だけが否決で、市長のほうも否決になるかもしれんけど、そういう審議をするようにしたらどうでしょうかね。今までこれを慣例としてやっているよね。ここで大方人数でよければ、じゃ提案してくださいねと。提案しますよと、抱き合わせで。これはずっと踏襲されてきて、今まで別個にしたときはあまりなかったような気がするんですよ。あったかね。ちょっとそこどうなのか」と呼ぶ者あり)

○議事課長 別個というのは全会一致……下げるときは議員提出議案で出していたと思いますが、上げるときは別個というのはちょっと遡らないとあるかないか、ごめんなさい、最近はずっと抱き合わせでやっていただいています。（「上げるときに今まで過去に否決されたことがありますか」と呼ぶ者あり）一緒にやっていて否決されたことはないという認識です。（「だから、今佐藤委員から提案あったように、次回から執行部から出されるについてというのならば、執行部から3件案件を、一般職、特別職の市長の分、それで議員の分と3つ議案出して、そこで審議して、議員は市長の分は反対するか、あるいは議員の分を反対して否決するかというのは議論して決めればいいんじゃないかなと私思うんですよ。そういう議会運営にできないのかって聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長 それは、私が判断することじゃないかと思います。議長、どうですか。

○議長 それは、私がこうしますというより皆さんの御意見で提出方法というのは協議されればよろしいんじゃないですか。（「議長、分かりました。じゃ、ぜひそのような形で議案を提出できるようにしていただきたい。そして、議論して、一般職は人事院勧告だから、これは仕方がないよね。否決する場合もあるけど、それは人事院勧告に従って、それに応じて、ストライキ権が剥脱されているわけだから、スト権がないわけだから、そういうふうになりますよね。だから、できればそういうふうに関別の議案ごとに出していただくと、私は議論しやすいんじゃないかなと思うんですけど。聞いていないな。どうなの」と呼ぶ者あり）

○委員長 渡部委員、どうぞ。

○渡部 他の自治体の議会によっては、例えば特別職と議員を一本の議案にして出すというところもあるように聞いています。そうすると、特別職には賛成だけど、議員には反対とか、態度を表しにくいというのをほかの議会で見るときあります。柏市の場合は、一般職と特別職と議員は別個の議案として出して、それぞれ賛否を出す、示せるというのが今までだったと思います。それには変わりはないわけですよ、確認ですけど。一般職と特別職だったから、それを一本の議案として出して

いる議会があるというふうには聞いたことがあります。一般職は賛成だけど、市長なんかは反対だといっても、一本で出てくると賛成せざるを得ない。そういうのもあったように聞いていますので、そのところは出し方として柏市のやり方で私いいと思うんですけども、他の議会でまとめて出しているというところがあるような気がしましたので、もしそういった議会の様子も分かれば調べて、お知らせいただければなと思います。以上です。

○委員長 どうぞ。

○末永 実は、これは人事院勧告で公務員にはスト権を配置していないから、ストライキ権がないため人事院勧告というのが発せられて、それに従って大方議会に承認しなさいと、専決処分みたいに認めなさいよという。認めないときもあるんです、各自治体が財政で厳しいからということで。だけど、大方は人事院勧告に従って上がっているわけですよ。ただし、特別職と、それから議員については、別々に議題として出せば、今回ももし反対が予想されるとなれば、市長のだけが提案されて、市長が出されて、議会は出さない場合もあるわけだよ、今回の様子によっては。だから、それを個別に一般職、一般職はスト権の問題あるから、なかなか難しいよ。賛成せざるを得ないけど、市長、首長が特別職、特別職の議員の分というふうに3つの議案に分ければ、そこでけんけんごうごう議論して、賛成、反対の討論すればいいんじゃないかなと思うんですよ。そこで決める。それは、ぶっつけ本番で議案提案されたときに本会議場で議論すればいいことじゃないかなと思うんですよ。そのようにできないかということなんです。

○委員長 では、今日この場で執行部のほうにお話をしなきゃいけませんので、一つ、賛成の方で議員提出議案を提出するという事は可能ではございます。（「違う、そういうこと言っていない。次回からって佐藤委員が言ったのは、次回からそのようなことをしたらどうだ、今回もう決まったんだから、元に戻れないでしょう、一旦決めたんだから。だから、それは決めたんだから、提出するというから、反対か賛成か分からんけど、否決されるかどうか分からんけど、今回は一括して出すわけだよ。だけど、先ほど委員長の話では議長も入れたら19対幾つだから、通る見込みだから出しますよと言っているわけだよ。それはそれで終わり、ただし終わった後に佐藤さんが提案されて、こういう出し方はというんで、今議論になっているのは次回からは何かそういう工夫できないのかという提案なの」と呼ぶ者あり）

○委員長 では、次回から賛成の方で議員提出議案を提出するという方法も含めて議論するという事でよろしいですか。

どうぞ。

○佐藤 ちょっと私の言っている意味がストレートに理解されていないような気がするんですけど、議員提出議案でいくのであれば、この場で賛否をどうのこうのという話をするのは構わないと思うんですが、私が言いたかったのは市長のほうから提案される議案に対してこの議会運営委員会という正式な場で賛否を事前に問うて、

これは通るから出しますというの、それはおかしいんじゃないかということであって、これをやるのであれば、その議論をやるのであれば、各派代表者会議のような意見調整の場でやるべきであって、言葉悪いですけど、水面下でやるべきであって、それは全く否定しませんけど、こういうオフィシャルな議会運営委員会でそれやっちゃいけないだろうということが言いたかったんであって、それが議員提出議案なのか、市長提出議案なのかというところでは私の言いたいことではなかったので、それだけちょっと確認したかったです。

○委員長 すみません。ちょっと失礼しました。私がちょっと誤解しました。申し訳ありません。それでは、ただいま御意見がありましたことを考慮しまして、次回から臨むということですのでよろしく願いいたします。

○委員長 次に、常任委員会の日程についてを議題といたします。

9月19日の議会運営委員会において、柏清風さんから執行部の予定についても加味しながら考えるべきとの発言がありました。このため、1日1委員会にした際の執行部の影響についてを副市長より説明願います。

○副市長 1日1委員会となり、会期が2日延びた際の影響についてでございます。現時点で想定されます影響につきまして、お手元にお配りをさせていただきました資料に記載しておりますとおり、2点ほど具体的なところでは考えられるのかなと思っております。まず、1点目でございますが、例年第4回定例会で人事院勧告を踏まえた給与条例の改正に係る議案を提出しておりますが、採決日が2日延びることにより議案を可決いただいた後の支給手続を年内に行うということが厳しくなるということが懸念されるという点が1点目です。

そして次、2点目でございますが、例年第1回の定例会の閉会日以降に市の職員の4月の定期人事異動というのを内示を行っているところでございますが、会期が2日延びると内示から実際に異動する4月1日までの期間が短くなるおそれがあり、職員同士の引継ぎ等に支障が生じることが懸念されるという点があります。

以上2点が事務執行上の想定される懸念につきまして御説明をしましたが、その他の支障、市民サービスに影響する議案等があった場合については、実際に取り組んでみないと何とも言えないというところが正直なところでございます。

なお、資料の一番下、下段に記載しておりますとおり、閉会日が2日延びることよりも開会日を何とか2日繰り上げるほうが事務の支障は少なくなるんじゃないかというふうには考えております。ただ、例えば第1回等は予算の関係がございまして、結構2日手前にするという事は予算を組み立てていく上ではかなり影響があるというふうには考えておりますけども、2日であれば何とかできるんじゃないかというのが私のほうからお配りした資料の内容でございます。よろしく願いをいたします。

○委員長 次に、議長より御発言がございまして。

議長、どうぞ。

○議長 常任委員会の日程につきましては、ただいまの副市長の発言を踏まえ、資料3のとおり日程案を作成いたしました。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

○委員長 事務局、説明をお願いします。

○議事課長 資料3を御覧いただければと思います。常任委員会の日程について、議長案は右から2番目でございますが、比較のために4案を表にまとめましたので、順に御説明をさせていただきます。

まず、一番左の例年案は、例年どおり1日2委員会で開催した際の日程案となり、会期は2月27日から3月24日までの26日間です。

次に、左から2番目の参考案は、招集日を例年と同じ金曜日とし、1日1委員会とした場合の日程の参考に示してございます。この場合の会期は、2月27日から3月26日までの28日間となっております。

次に、右から2番目が議長案となります。先ほど副市長より御発言があったとおり、招集日を2日前倒ししまして、2月27日金曜日から2月25日とした案で、会期は2月25日から3月24日までの28日間となっており、議案等採決日が一番左の例年案と同日となる日程となっております。

最後に、一番右の市民サイド案についてでございますが、9月19日の議会運営委員会にて市民サイドさんより決算及び予算の審議がある9月及び3月は別日程で委員会の開催を設けていただきたい。議案は先に可決する必要があるので、委員会と採決を先に行い、一般質問を後にするという日程も考えるべきとの御発言があったため、第1回、第3回定例会に限った内容となりますが、1日1委員会として各委員会を2日間開催した日程となっております。なお、機械的に今の審議の順番で記載した内容となっております。招集日を2月27日から2月25日水曜日に2日前倒ししても議案等採決日が3月30日となります。

なお、市民サイドさんからお話のあった委員会と採決を前に持つていくということについては、会期日程全体に関わることであるため、その是非も含め具体的な協議をする必要があると考えております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。何か質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようでしたら、ただいま副市長と事務局から説明のあった内容を踏まえた上で各会派持ち帰りの上、12月15日、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会において御協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 次に、市民サイドからの申入れについてを議題といたします。

議長より御発言がございます。

どうぞ。

○議長 10月2日の議会運営委員会において継続協議となった市民サイドさんからの申入れの項目1及び2を改めて御協議いただきますが、その内容について私のほ

うで整理しましたので、詳細を事務局より説明させます。

○委員長 事務局、説明をお願いいたします。

○議事課長 資料4でございます。市民サイドさんの申入れの中で継続協議となっているものは1、委員会の視察はオンラインを原則とすること、2、柏市議会委員会条例第15条の2第1項において委員長が認める場合を追加することの2点でございます。

10月2日の御協議では、1の委員会視察をオンラインで原則とすることについて、原則という部分で御協議が調いませんでしたが、仮に原則ではなく可能とするということで協議が調った場合の運用について、また2の柏市議会委員会条例第15条の2第1項において委員長が認める場合を追加することの内容も含めて御協議いただくものでございます。

まず、アは対象範囲についてでございます。オンライン実施に当たりましての適用範囲はどこからかということで、①、委員ごととなるか、②、委員会全体と統一して適用となるかという点でございます。

続いて、イは判断基準についてでございます。申入れのとおり、委員長が認める場合とした場合に、①、会議規則に規定されている公務、疾病、育児、看護等といった委員会の欠席事由に該当するものに準じて適用とするものか、②、委員長の個別判断に委ねるものかという点でございます。

最後に、ウは適用範囲についてでございます。委員会活動の中の①、定例会開会中の常任委員会のみとするのか、②、閉会中審査のみとするのか、③、常任委員会行政視察のみとするのか、もしくは④、全てに適用するかという点でございます。

協議いただきたい事項については以上のとおりとなりますが、資料11ページにあります回答シートを後ほど事務局より配付させていただきますので、各会派で協議内容を確認、協議の上、12月8日月曜日までに事務局に御提出いただきまして、その内容を事務局で集約の後、15日の質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会にて改めて御協議いただきたく存じます。以上でございます。

○委員長 何か質問等ございますか。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤 すみません。これ提出者の松本委員にお伺いしたいんですけど、委員長が認める場合とはどのような事由かとありますよね。これ1番の委員会の欠席の届出事由に準ずるとあるんですけど、これオンライン会議と欠席を何か同列に議論するよう感じちゃうんですけど、その私の理解で間違っていますか。

○委員長 松本委員。

○松本 欠席とは違うので、これはおかしいと感じております。私の趣旨ではございません。

○委員長 事務局でやったのかな。

○議事課長 この委員長が認める場合というものをどういう範囲で、何でも委員長が認めればオーケーなのか、それとももともと会議規則で欠席が認められているこ

の4つの事由で、現地には行けないけれども、自宅でしたら参加できるとかというような内容があれば認めるというようなことにするかというようなことでここで書かせていただいているところです。

○委員長 協議の便宜上項目を出したということですね。

○議事課長 はい。

○委員長 ということだそうです。よろしいですか。

末永委員。

○末永 松本さんから提案されている、市民サイドから。これ議論がもうちょっと必要でないかと思うんです。アンケート取って、それで会派でというんで、うちの会派でもちょっと議論したんだけど、それどうなのかなというところが、行って視察することも大変大切であるし、これを見るとオンラインか何かでして、認めないということですよ、ある意味じゃ、視察はもう。そこまで踏み込んではいないけど、そのように見えてならないんですよ。視察を否定するにはならないんじゃないかなと思うんですよ。オンラインでやると、相手方の市とも関係あるよね。こちら側だけ勝手にオンラインするからといったって、相手にそういうのは困りますって言われたら視察に行けないということになるわけでしょう。だから、相手のこと考えないと、やっぱり、行って、こういう会議でやるのはオンラインでいいかもしれんけど、現場見たりすることも含めて、撮影班がいて、ずっとこうやって見せるというのはいろいろ困難が生じると思うんですよ。だから、そこまでもっと細かくきちんとしないと、議論して、そして視察をいいのか、悪いのか、やめるべきか、続けるべきかというやつを議論をしないと、私はあまりいいことじゃないなと思うんですよ。何も学べないじゃないですか。資料見ただけでほかは見れないという状況になるじゃない。それで議員としていいのかってあると思うんですよ。外国に行かなくなりましたよね、今のところ。昔は行ったんだけど。やっぱり外国で見るのと日本で見るのと全然違う感覚あるんだけど、今外国行けなくなっている。それが今度国内でも行かなくなった。自分んちの側溝の蓋しか見ないという状況になってしまうと、それはちょっと違うんじゃないかなと私は思うんですよ。だから、もうちょっと議論が必要じゃないかな。どういう議会活動が必要なのか、議員が何のために視察をしているのかというやつしなきゃいけない。今回私は義務教育課程のあれを視察行きましたけど、本当にいいこととして、柏市と全く逆転のことやってたんです、市民から聞いて。物すごく学ぶことがあったんで、そういう意味じゃ行かなきゃ分かんないじゃないですか。だから、そういう意味ではこのことが果たしてどうなのかなと思うんで、もうちょっと議論が必要じゃないかと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、各会派持ち帰りの上、回答シートを12月8日までに事務局に提出願います。その結果をもって12月15日、質疑並びに一般質問最終日の議会運営

委員会にて改めて御協議いただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、無所属の会からの申入れについて（9月30日付）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料5でございます。10月2日の議会運営委員会において継続協議となっておりました二、委員のオブザーバー参加を認めること（委員外発言等）について改めて御協議いただくものでございます。

まず、現状の運用について御説明をいたします。現在の議会広報委員会における委員外議員の出席については、規定はございません。なお、正副議長の出席については、柏市議会広報規程の第10条で議長及び副議長は出席し、発言することができるように規定されております。仮に委員外議員の出席を認め、発言をすることができるようにする場合、広報規程の改正が必要となってまいります。以上です。

○委員長 何か質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、事務局の説明を踏まえ、各会派持ち帰りの上、12月15日、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会にて改めて御協議いただきます。

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。

事務局より御説明願います。

○議事課長 資料6でございます。（1）、会議規則の改正の概要に記載のとおり、連署を必要とする手続において、連名とすることに改正するものでございます。現在の規定では、議案等を提出する際には自筆によって書面に氏名を記載していただく必要がありますが、この改正により署名することが難しい場合でも所定の議員さんの名前が記載されていれば要件を満たすこととなります。具体的な条文につきましては、枠内に記載のとおり、会議規則第14条、議案の提出、第17条、修正の動議、第153条、懲罰動議の提出の部分において、連署を連名に変更する内容となっております。事務局からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。何か質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、各会派持ち帰りの上、12月15日、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会にて御協議いただきます。

○委員長 次回は12月15日月曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時38分閉会